

平成18年4月から施行された障害者自立支援法、平成24年4月に改正された児童福祉法に基づいて、障害のある人々の自立を支えるために提供される各種福祉サービスがあります。平成25年4月からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が制定され、制度の谷間のない支援を提供する視点から難病患者も障害者に定義付けられ、同様の障害福祉サービスの提供を受けることができるようになるなど、一層の充実が図られました。

## 1 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の所持者。発達障害をお持ちの方や難病患者の方も受給できます。

ただし、介護保険対象者の方は、介護保険のサービスが優先されます。

## 2 障害福祉サービス

### (1) 訪問系サービス（在宅で生活する方に対してヘルパーが自宅へ伺います。）

#### ア 居宅介護

ホームヘルパーが自宅に訪問して入浴、排せつ、食事の介護を行います。

#### イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で常に介護が必要な方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

#### ウ 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

#### エ 同行援護

移動に困難を有する視覚障害者の方に外出時に同行して情報提供や移動の援護等の支援を行います。

#### オ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的にを行います。

### (2) 日中活動系サービス（日中施設へ通うなどして、介護や訓練を受けます。）

#### ア 生活介護

常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### イ 自立訓練（機能・生活訓練）

病院を退院した方や特別支援学校を卒業した方が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ウ 就労移行支援

一般就労等を希望し、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる方（65歳未満）や一般企業等への就労を希望する方に、必要な訓練を行います。

## エ 就労継続支援 A・B 型

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

## オ 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて通常の会社等に雇用された方に対し、就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行います。

## カ 療養介護

病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする方に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

## キ 短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### (3) 居住系サービス（居住施設などで生活上の援助を行います。）

#### ア 自立生活援助

入所施設や病院から退所、退院した方が、居宅での自立生活のために、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて、相談に応じるなどの必要な援助を行います。

#### イ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日等の共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、利用者とスタッフが共同で食事の準備、入浴、排せつを行います。

#### ウ 施設入所支援

生活能力上、単身の生活が困難な方や地域の社会資源の状況から通所が困難な方、施設に入所している方に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 3 地域生活支援事業（地域で生活するための支援を提供します。）

#### (1) 移動支援事業

屋外への移動が困難な障害者等が、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などで外出する際に支援をします。

#### (2) 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、見守り等が必要な方に日中活動の場の提供をしたり、見守り及び社会適応訓練を行います。

### 4 障害児通所支援事業（児童福祉法）（障害児に対する訓練等を行います。）

#### (1) 児童発達支援・医療型児童発達支援

未就学児を日中施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練などを行います。

#### (2) 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児を、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

#### (3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対し集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

#### (4) 居宅訪問型児童発達支援

外出できない障害児の自宅等を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練などを行います。

### 5 制度利用の流れ

上記のサービスを受けるためには、市役所福祉課に支給申請を行い、支給決定を受け、受給者証の交付を受ける必要があります。

#### (1) まずは相談しましょう

サービスの利用を希望する方は、相談支援事業所等でサービスの利用に関する相談や事業所に関する相談を受けることができます。

主な相談窓口は【表紙裏「相談窓口」】でご確認ください。

#### (2) 利用申請をしましょう。

必要なサービスを選択し、下記の必要なものをそろえて、申請をします。

ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）

イ 自立支援医療（精神通院）受給者証（お持ちの方のみ）

ウ マイナンバーが分かるもの

エ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の写真表示のあるもの1点又は健康保険証、年金手帳等の写真表示のないもの2点以上）

オ その他、状況によって必要書類が変わりますのでお問合せください。

#### (3) 申請に基づき調査が行われます。

利用者の心身の状況や介護を行う方の状況などについて、認定調査員が利用者本人又は家族から聞き取り調査を行います。

#### (4) 調査に基づき判定が行われます。

調査結果に応じて市で一次判定を行います。一次判定結果及び医師意見書を基に、審査会で二次判定を行います。審査会は、障害保健福祉に詳しい委員で構成されます。

#### (5) 障害支援区分が認定されます。

審査会の結果を受けて、障害支援区分が認定されます。

障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1から6まで：数字の大きい方が重度）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービスが受けられるよう導入されています。

※児童などの障害支援区分の認定が不要な場合は(4)・(5)は省略されます。

#### (6) サービス利用計画等の提出

サービスの利用計画を提出します。計画を立てる場合は、市が指定した相談支援事業所（指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所）に依頼することになります。市内の指定特定相談支援事業所については、【90ページ 「74 碧南市内の障害児・者関係施設・事業所」】でご確認ください。

#### (7) 支給が決定され、「受給者証」が交付されます。

聞き取りを行った内容を審査し、支給が適当と認められたときは、サービスの支給量や支給期間、利用者負担額などが決定され、その内容が記載された「受給者証」が

交付されます。（サービスの種類によって受給者証の色が異なります。）

ア 障害福祉サービスの場合 「障害福祉サービス受給者証」（黄色）

イ 地域生活支援事業の場合 「地域生活支援事業受給者証」（緑色）

ウ 障害児通所支援事業の場合 「通所受給者証」（青色）

#### (8) 事業者・施設と契約します。

支給が決定したら、事業者・施設に「受給者証」を提示して、サービスを利用するための契約を行います。契約はサービス内容をよく確認してから行ってください。市内の事業所については、【90ページ 「74 碧南市内の障害児・者関係施設・事業所」】でご確認ください。

#### (9) サービスを利用します。

サービスは決められた量（支給量）や期間（支給期間）の範囲内で利用ができます。利用者も事業者や施設の利用状況を確認しておくことが必要です。

#### (10) 利用者負担額を支払います。

利用者又は扶養義務者は、サービス利用料を事業者・施設に支払います。個別に利用者負担上限月額が設定されます。

### 6 利用者負担額

利用したサービスに応じて利用料の1割を負担していただきます。所得に応じて3区分の月額負担上限額が設定されます。一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※サービス利用料以外の雑費及び食費等については自己負担となりますのでご注意ください。詳しくは事業所ごとに異なりますので、事業所へご確認ください。

#### (1) 障害者通所施設、在宅サービス利用者

所得区分	対象者の世帯	負担上限月額	
生活保護	生活保護世帯	0円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般	市民税課税世帯	障害者本人が18歳未満で、 市民税の所得割の世帯合計が、 <u>28万円未満</u>	4,600円
		障害者本人が18歳以上で、 市民税の所得割の <u>本人と配偶者</u> の合計が、 <u>16万円未満</u>	9,300円
		上記以外	37,200円

#### (2) 児童発達支援事業等の無償化

3歳児から5歳児までの児童に対する障害児通所支援事業費は、上記に関わらず無償で提供できます。

#### (3) 施設入所者、グループホーム利用者

施設入所者（20歳以上）、グループホーム利用者で、所得・住所・資産要件を満たしている場合、定率負担部分を軽減する個別減免があります。